

平成 21 年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 カルナバイオサイエンス株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉野 公一郎
(コード番号：4572)
問合せ先 取締役経営管理部長 島川 優
(TEL. 078-302-7039)

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 20 日開催の取締役会において、平成 21 年 3 月 23 日開催予定の第 6 回定時株主総会に定款の（一部）変更を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号) (以下、「決済合理化法」という。) が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、以下の通り変更を行うものであります。
- ①決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するものであります。(現行定款第 7 条)
 - ②決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号) が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第 9 条)
 - ③その他の条文の整備を行うものであります。(現行定款第 12 条、現行定款第 30 条、現行定款第 31 条)
- (2) 取締役および監査役が職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう取締役会の決議によって法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる旨、ならびに社外から有能な人材の招聘を容易にするため、社外取締役および社外監査役の責任を法令の定める限度額を限度として賠償責任を負担する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。(変更案第 22 条、変更案第 29 条)
- なお、変更案第 22 条の新設につきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記の変更に伴い、条数を変更するとともに、その他の字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の理由は、別紙の通りであります。

なお、定款変更案は、平成 21 年 2 月 20 日開催の取締役会で決議した内容ですが、平成 21 年 3 月 23 日開催予定の定時株主総会に上程の際には、文書等の修正を行う場合があります。

3. 日 程

定時株主総会開催日	平成 21 年 3 月 23 日 (月曜日)
効 力 発 生 日	平成 21 年 3 月 23 日 (月曜日)

以 上

(別 紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 6 条 (条文省略)	第 1 条～第 6 条 (現行どおり)
(株券の発行) 第 7 条 当社は、その株式に係る株券を発行する。	(削除)
(自己の株式の取得) 第 8 条 (条文省略)	(自己の株式の取得) 第 7 条 (現行どおり)
(株式取扱規程) 第 9 条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する取扱ならびに株主の権利の行使方法については、取締役会の定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第 8 条 当社の株式に関する取扱いおよび株主の権利の行使方法については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。
第 10 条～第 11 条 (条文省略)	第 9 条～第 10 条 (現行どおり)
(定時株主総会の基準日) 第 12 条 当社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とみなす。	(定時株主総会の基準日) 第 11 条 当社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とみなす。
第 13 条～第 22 条 (条文省略)	第 12 条～第 21 条 (現行どおり)
(新設)	(取締役の責任免除) 第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 ② 当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合には、法令の定める限度額を限度として賠償責任を負担する契約を締結することができる。
第 23 条～第 28 条 (条文省略)	第 23 条～第 28 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(監査役の責任免除) 第 29 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> ② 当社は、社外監査役との間で、<u>会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合には、法令の定める限度額を限度として賠償責任を負担する契約を締結することができる。</u>
第 29 条（条文省略）	第 30 条（現行どおり）
(剰余金の配当) 第 30 条 株主総会の決議により、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に<u>記載または記録された株主</u>もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。	(剰余金の配当) 第 31 条 株主総会の決議により、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に<u>記録された株主</u>又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
(中間配当) 第 31 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に<u>記載または記録された株主</u>もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	(中間配当) 第 32 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に<u>記録された株主</u>又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
第 32 条（条文省略）	第 33 条（現行どおり）